

就中飯石豊一及長谷川壽松 谷口某ノ論旨ハ過激ニ
 直ルモノアリシヲ以テ臨 監警察官ニ於テ中止ヲ命シタ
 ルカ九時三十分無事閉會セリ然ルニ演説會終了後
 ニ於テ罷五職五約五十名ニ彦援者約二十名ヲ合シタ
 ル一団ハ労働歌ヲ高唱シテ本五場ニ向ツテ示威運動
 ナ開始セルヲ以テ取締警察官ニ於テ直チニ解散ヲ命
 シ其先頭ニアリシ峯勝 洪仁均ノ兩名ヲ檢束シタル
 ニ一同退散セルカ其後職五側ハ日々爭議團本部ニ集
 合シテ對策協議ヲ爲ス外格別ノ行動ナク平穩ナリ
 (右檢束者ハ嚴戒ノ上放還セリ)
 右及申(通)報 矣也

左 記

(一) 嘆願書

- 一 解雇手当ノ件
 ニヶ月以下 日給十五日分
 六ヶ月以下 日給三十日分

二 公傷手当ノ件

- 一ヶ月以下 日給四十日分
 一ヶ年以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給三日分増
 退職スル場合ハ右ノ半額ヲ支給ノコト
- 公傷ノ場合ハ日給ノ全額ヲ支給ノコト

三 臨時休業

- 一週間以内 日給全額
 全 以上 日給ノ七分支給ノコト

(二) 回答

一 解雇手当ノ件

- 一 臨時雇入ニ對スル件ハ認メス
 二十日以上三ヶ月未満ハ日給ノ四日分ヲ給ス
 三ヶ月以上六ヶ月未満ハ日給ノ八日分ヲ給ス
 六ヶ月以上一ヶ年末滿ハ日給ノ十五日分ヲ給ス
 一ヶ年以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給ノ壹人分ヲ増加ス

ホ 自己退職ハ之ヲ認メス

以下ハ本月四日回答シタルト同一ナルヲ以テ省略ス